

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

新型コロナウイルス感染症対応速報

2020年3月2日 全組合員配布・分会掲示

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、学校が一斉臨時休業となりました。
休暇の取扱いや、非常勤講師の勤務などの通知が発出されています。
現場で周知がされていることもあるかと思いますが、ご確認、周知等お願いいたします。

○休暇については

「出勤することが著しく困難である場合の休暇」で対応

- ①感染した場合（検疫法に規定する停留の対象となった場合）
- ②感染の恐れがある場合（本人またはその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合）
- ③臨時休業・その他事情により、子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ない場合
（その他事情は、保育園等の臨時休園を想定）

※臨時的任用職員、非常勤職員及び非常勤嘱託員についても同様

※上記3点について年休・私傷病休暇等を利用する必要はありません

○非常勤講師等の勤務について（20年3月2日～任用終了までの期間）

非常勤講師…勤務を割り振られた授業時間相当分の勤務時間、授業に関連する業務に従事することにより授業をしたものとみなして報酬を支給すること（県教委通知）

非常勤養護教員・非常勤実習教諭

…あらかじめ割り振られた勤務日に業務に従事すること（県教委通知）

県教委確認（講師について）

- ① 授業に関連する業務とは
→ 成績処理、残務処理、年度初に向けた準備（本来ありえないが）など
- ② 学校に来ていないといけないのか
→ 実績がなにもないということにはさすがにできない
- ③ 来ないでいいと言われ、勤務を割り振られていた日に出勤しなかった場合は
→ 別の日で補填してもらう
- ④ 授業時間相当分はまとめて従事しても良いのか → 状況によってはありうる
※割り振られた授業時間相当分勤務してもらえばよい

不明な点は高教組本部へ（025-265-4151）